

年金記録訂正請求に係る答申について

近畿地方年金記録訂正審議会
令和3年7月28日決裁分

○答申の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの 10件

国民年金関係 1件

厚生年金保険関係 9件

(2)年金記録の訂正を不要としたもの 9件

国民年金関係 4件

厚生年金保険関係 5件

(3)年金記録の訂正請求を却下としたもの 0件

国民年金関係 0件

厚生年金保険関係 0件

厚生局受付番号 : 近畿(受)第2000563号
厚生局事案番号 : 近畿(国)第2100011号

第1 結論

昭和41年4月から昭和47年3月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和16年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和41年4月から昭和47年3月まで

私は、当時の詳細なことは覚えていないが、A県内のB市からC市に転入した昭和41年4月頃に国民年金の加入手続を行ったと思う。

請求期間の国民年金保険料については、自宅に来ていた女性の集金人に100円から200円を納付し、その都度、領収証を交付されていたと思うが、転居等で紛失してしまった。

しかし、年金記録では、請求期間が未加入期間となっているので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求期間当時、請求者の夫は被用者年金制度の被保険者であることから、その配偶者である請求者は、国民年金の任意加入対象者となり、国民年金の加入手続を行った日に国民年金被保険者資格を取得し、加入手続によって国民年金手帳記号番号(以下「記号番号」という。)が払い出されることとなる。そこで、国民年金手帳記号番号払出簿及び請求者の記号番号前後の被保険者記録を見ると、請求者の記号番号は、請求者がC市の次に居住したD市において、昭和48年4月に行われた加入手続により払い出されたものと推認でき、請求者の主張と符合しない。

また、請求者に係る国民年金被保険者台帳及びD市の国民年金被保険者名簿を見ると、昭和48年4月18日に国民年金の任意加入被保険者資格を取得したことが確認できるところ、同日前に国民年金被保険者記録の記載は見当たらず、請求者が所持する国民年金手帳にも、同日に国民年金に任意加入したことが記載されており、これらのことを踏まえると、請求期間は国民年金の未加入期間であり、請求者は、請求期間の国民年金保険料を納付することができない。

さらに、請求者が、請求期間の国民年金保険料を納付するためには、請求者に対する別の記号番号の払出しが必要となる場所、別の記号番号の払出しの有無について、社会保険オンラインシステムにより複数の読み方で氏名検索を行ったほか、日本年金機構において、国民年金手帳記号番号払出簿検索システムにより、請求期間にC市で払い出された記号番号の氏名検索を行ったが、請求者に対する別の記号番号の払出しは確認できない。

加えて、請求者の主張どおり、請求期間当時にC市において、国民年金の加入手続を行い、国民年金の被保険者となった場合は、記号番号が記載された年金手帳が交付されることとなる場所、請求者は同市に居住していたときに当該年金手帳を見た記憶はないと陳述している。

このほか、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書控等)はなく、請求期間について、ほかに請求者の国民年金保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間に係る国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第2000781号
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第2100035号

第1 結論

請求者のA社における平成30年9月8日から同年11月1日までの期間の標準報酬月額を訂正することが必要である。同年9月及び同年10月の標準報酬月額については、15万円から36万円とする。

平成30年9月及び同年10月の訂正後の標準報酬月額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成30年9月及び同年10月の訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和63年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成30年9月8日から同年11月1日まで

A社に勤務した期間のうち請求期間について、厚生年金保険の記録における標準報酬月額が、給与明細書に記載された厚生年金保険料に見合う標準報酬月額より低く記録されていることが分かった。

給与明細書を提出するので、請求期間の標準報酬月額について、調査の上、給与支給額に見合う額に訂正し、年金給付に反映するようにしてほしい。

第3 判断の理由

請求者から提出された給与明細書及びA社から提出された賃金台帳により、請求者が請求期間において、オンライン記録の標準報酬月額を超える報酬月額の支払を受け、当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料額を超える厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、請求者の請求期間に係る標準報酬月額については、前述の給与明細書等により確認できる報酬月額、厚生年金保険料控除額及び日本年金機構の回答から、36万円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者の請求期間に係る訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A社から回答はないが、年金事務所が保管する請求者に係る届書により、事業主が、年金事務所に対して、請求期間に係る厚生年金保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、請求者の請求期間に係る報酬月額を訂正する届出を行っていることが確認できることから、事業主は、請求期間当時、前述の給与明細書等により確認できる報酬月額を年金事務所に届け出ておらず、その結果、年金事務所は、請求者の請求期間に係る訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第2000530号
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第2100036号

第1 結論

請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日を昭和64年1月5日、喪失年月日を平成元年8月3日に訂正し、昭和64年1月から平成元年7月までの標準報酬月額を9万2,000円とすることが必要である。

昭和64年1月5日から平成元年8月3日までの期間については、厚生年金保険法第75条ただし書の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

その余の請求期間については、厚生年金保険被保険者記録の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和33年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和64年1月5日から平成元年9月1日まで

私は、本名とは異なる氏名を名乗り、B市にあったA社の倉庫において勤務していた際、上司から、同市内にある同社の直営店舗で勤務しないかと言われ、請求期間に、同店舗で勤務していた。しかし、A社に勤務していた期間の厚生年金保険の被保険者記録がない。調査の上、当該期間の年金記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求期間のうち昭和64年1月5日から平成元年8月3日までの期間について、請求者は、本名とは異なる氏名を名乗りA社に勤務したとして、その主張する氏名が記載された年金手帳を提出しているところ、オンライン記録によると、同社の被保険者のうち、その主張する氏名であって生年月日が請求者と同一である基礎年金番号に統合されていない厚生年金保険被保険者記録(昭和64年1月5日資格取得、平成元年8月3日資格喪失、以下「未統合記録」という。)が確認できる。

また、オンライン記録において、請求者の昭和64年1月5日から平成元年8月1日までの期間については、年金に未加入の期間であるところ、上記未統合記録の取得年月日から喪失年月日までの期間は、当該未加入の期間に相当する。

さらに、請求者は、勤務していた店舗における同僚の氏名、住所及び電話番号を知る旨陳述しているところ、当該元同僚は、A社のアンテナショップで勤務していた旨陳述しており、同僚のオンライン記録を見ると、請求期間に同社における厚生年金保険被保険者記録が確認でき、同社の元事業主は、同店舗について、同社の子会社が運営する店舗と思われる旨回答している。

これらを総合的に判断すると、請求者の陳述内容に信ぴょう性があると判断でき、前述の未統合記録は、請求者の記録とすることが妥当であり、事業主は、請求者が昭和64年1月5日に厚生年金保険の被保険者資格を取得し、平成元年8月3日に同被保険者資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所(当時)に対し行ったと認められる。

なお、請求期間のうち昭和64年1月5日から平成元年8月3日までの期間の標準報酬月額については、オンライン記録から、昭和64年1月から平成元年7月までは9万2,000円とすることが妥当である。

請求期間のうち平成元年8月3日から同年9月1日までの期間について、現在のA社は、請求者の当該期間に係る勤務形態及び厚生年金保険料控除の有無について、不明である旨回答している。

このほか、請求者が当該期間において、厚生年金保険料を給与から控除されていたことを確認又は推認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として、請求期間のうち平成元年8月3日から同年9月1日までに係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第2000786号
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第2100037号

第1 結論

- 1 請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日を平成28年11月1日、喪失年月日を平成29年8月1日に訂正し、平成28年11月から平成29年7月までの標準報酬月額を9万8,000円とすることが必要である。

平成28年11月1日から平成29年8月1日までの期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成28年11月1日から平成29年8月1日までの期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

- 2 請求者のA社における平成28年11月1日から平成29年8月1日までの期間の標準報酬月額を20万円に訂正することが必要である。

平成28年11月から平成29年7月までの訂正後の標準報酬月額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準報酬月額(上記1の厚生年金特例法により訂正される標準報酬月額を除く。)として記録することが必要である。

第2 請求の要旨等

- 1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 平成4年生
住所 :

- 2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成28年11月1日から平成29年8月1日まで

学生であったときからA社にアルバイトとして勤務していたが、平成28年11月から正社員として採用され、スクール事業部長兼事務員として勤務していた。

しかし、年金記録において、A社における厚生年金保険被保険者記録がないので、調査の上、厚生年金保険の記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

- 1 請求者に係る雇用保険被保険者記録、請求者から提出されたA社に係る給与明細、賃金台帳、雇用保険被保険者離職票-2及びB銀行から提出された請求者に係る取引明細表により、請求者は、請求期間において、A社に勤務し、厚生年金保険被保険者として事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたと認められる。

また、厚生年金特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び請求者の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、請求期間に係る標準報酬月額については、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

以上のことから、A社における請求者の厚生年金保険被保険者資格の取得年月日を平成28年11月1日、喪失年月日を平成29年8月1日とし、請求期間に係る標準報酬月額については、前述の給与明細及び賃金台帳により確認できる厚生年金保険料控除額から、9万8,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者の請求期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A社は、請求者の請求期間に係る届出及び厚生年金保険料の納付状況は不明である旨回答しているが、請求者について、仮に、事業主から請求者に係る厚生年金保険被保険者資格取得届が提出された場合には、その後、厚生年金保険被保険者資格喪失届を提出する機会があったこととなるが、いずれの機会においても年金事務所が当該届について記録していないとは、通常の事務処理では考え難いことから、事業主から当該届は提出されておらず、その結果、年金事務所は、請求者の請求期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

- 2 請求者に係る標準報酬月額について、日本年金機構C事務センターは、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格取得時に決定される標準報酬月額は、請求者から提出された同社に係る賃金台帳から、20万円が妥当である旨回答している。

したがって、請求期間に係る標準報酬月額については、前述の日本年金機構C事務センターの回答から、20万円とすることが妥当である。

ただし、訂正後の標準報酬月額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準報酬月額（上記1の厚生年金特例法により訂正される標準報酬月額を除く。）として記録することが必要である。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第2000499号
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第2100038号

第1 結論

請求者のA社B局における共済組合員としての取得年月日を昭和52年4月1日、喪失年月日を昭和57年12月1日に訂正し、昭和52年4月から昭和57年11月までの標準報酬月額を15万3,222円とすることが必要である。

昭和52年4月1日から昭和57年12月1日までの期間については、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

その余の請求期間については、共済組合員記録の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和33年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和52年4月1日から昭和60年4月1日まで

高校卒業後、昭和52年4月1日にA社に就職し、研修期間を経てC区に配属、その後同区D支区及びE支区において昭和60年3月頃まで勤務したが、請求期間に係る年金記録がない。

私が所持する共済のノート、当時の同僚の氏名等が記載されたメモを提出するので、請求期間を年金の加入期間として認めてほしい。

第3 判断の理由

1 請求期間のうち、昭和52年4月1日から昭和57年12月1日までの期間について、F機構から提出された請求者に係るG名簿を見ると、最初の就職年月日欄には「52.4.1 H職員を命ずる」と記載されており、そのほか就職後の配属先、俸給等の変遷が昭和57年4月1日に至るまで確認できることから、請求者は昭和52年4月1日にA社B局に就職し、昭和57年4月1日の時点で同局に勤務していたことが確認できる。

一方、前述のG名簿には、退職に係る記載がないところ、当該G名簿の俸給の変遷を見ると毎年4月に改定されており、次期改定は翌年の4月と考えられることを踏まえ、F機構の担当者は、請求者の退職時期が昭和57年4月以降、次の俸給改定時期の昭和58年4月までの間である可能性が高い旨陳述している。

また、I市の回答によると、請求者は、昭和57年12月1日に国民健康保険に加入している上、請求者に係る国民年金手帳記号番号払出簿及びオンライン記録によると、請求者の国民年金手帳記号番号は、請求期間中の昭和60年1月24日にI市において職権により払い出され、請求者は当該記号番号により昭和57年12月1日に遡って国民年金被保険者資格を取得している。これらの事情を踏まえると、請求者のA社B局の勤務期間は、昭和52年4月1日から昭和57年11月30日までと考えるのが自然である。

さらに、前述のG名簿には、請求者が昭和52年4月1日にH職員として就職し、その後同年10月1日には職員となった旨の記載が確認できるところ、F機構の担当者は、請求期間当時、職員及びH職員はJ共済組合の組合員であった旨陳述している。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求期間のうち、昭和52年4月1日から昭和57年12月1日までの期間において、請求者はJ共済組合の組

合員であったことが認められる。

したがって、厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成 8 年法律第 82 号）附則第 5 条の規定により、平成 9 年 4 月 1 日以降、J 共済組合員であった期間は厚生年金保険の被保険者であった期間とみなされる取扱いとなったことから、請求者の同共済組合員としての資格取得年月日に係る記録を昭和 52 年 4 月 1 日、資格喪失年月日に係る記録を昭和 57 年 12 月 1 日に訂正することが必要である。

なお、請求者の請求期間に係る標準報酬月額については、前述の G 名簿に記載された俸給及び国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（昭和 60 年法律第 105 号）附則第 9 条の規定から判断すると、15 万 3,222 円とすることが妥当である。

- 2 請求期間のうち、昭和 57 年 12 月 1 日から昭和 60 年 4 月 1 日までの期間について、前述の G 名簿から、請求者の当該期間に係る A 社 B 局における勤務が確認できない上、請求者は当該期間において I 市で国民健康保険に加入し、国民年金の被保険者であることが確認できる。

また、請求者が氏名を記憶する複数の者に照会を行ったところ、うち請求者を記憶すると回答した 7 人の中に、請求者の退職時期を具体的に記憶している者はいなかった。

このほか、請求期間のうち、昭和 57 年 12 月 1 日から昭和 60 年 4 月 1 日までの期間において、請求者が A 社 B 局に勤務していたことを確認又は推認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求期間のうち、昭和 57 年 12 月 1 日から昭和 60 年 4 月 1 日までの期間において、請求者が J 共済組合の組合員であったと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第2000535号
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第2100039号

第1 結論

請求期間について、請求者のA社(現在は、B社)における厚生年金保険の標準報酬月額
訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和34年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和63年6月1日から平成5年9月1日まで

厚生年金保険の記録によると、A社に勤務していた期間の標準報酬月額が、実際に支給
されていた給与に比べて低く記録されている。

請求期間の一部の期間に、A社からの振込が確認できる預金通帳を提出するので、調査の
上、請求期間の標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 判断の理由

厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を
改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、請求者の報酬月額及
び事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額のそれぞれに見合う標準報酬月
額の範囲内であることから、請求期間に係る標準報酬月額の記録訂正に当たっては、請求期間
に係る各月の具体的な報酬月額及び厚生年金保険料控除額の双方を確認又は推認することが
必要である。

しかしながら、B社は、請求期間当時の賃金台帳等の資料は残っていない旨回答している上、
請求者から提出された預金通帳及びC労働局から提出された請求者の雇用保険受給資格者証
によると、請求者は、請求期間の一部の期間において、A社からオンライン記録の標準報酬月
額を上回る給与が支給されていたことがうかがえるものの、B社の回答及び当該資料からは、
請求期間に係る各月の具体的な報酬月額及び厚生年金保険料控除額を確認又は推認するこ
とができない。

また、オンライン記録において、請求期間にA社における厚生年金保険被保険者記録がある
者のうち、所在が判明した者に照会を行い、複数の者から回答を得たものの、回答があった者
全員が同社における自身の給与明細書を保管しておらず、標準報酬月額の記録が実際の給与額
に見合ったものであったか否か不明としていることから、同社の請求期間に係る給与額及び厚
生年金保険料控除の状況について確認することができない。

このほか、請求者が主張する標準報酬月額に基づく報酬月額及び厚生年金保険料の控除につ
いて、確認又は推認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が請求期間
において、その主張する標準報酬月額に基づく報酬月額が支給され、その主張する標準報酬月
額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはでき
ない。

厚生局受付番号 : 近畿 (受) 第 2000358 号
厚生局事案番号 : 近畿 (厚) 第 2100040 号

第 1 結論

- 1 請求者の A 社 (現在は、B 社) における請求期間①の標準報酬月額を別表の 1 のとおり訂正することが必要である。

請求期間①の各月に係る訂正後の標準報酬月額 (訂正前の標準報酬月額を除く。) については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準報酬月額として記録することが必要である。

- 2 請求者の B 社における請求期間②から⑭までの各期間に係る標準賞与額を別表の 2 のとおり訂正することが必要である。

請求期間②から⑭までの各期間に係る訂正後の標準賞与額については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準賞与額として記録することが必要である。

第 2 請求の要旨等

- 1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

- 2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 昭和 58 年 12 月 1 日から平成 22 年 12 月 30 日まで
② 平成 15 年 7 月 11 日
③ 平成 15 年 12 月 12 日
④ 平成 16 年 7 月 9 日
⑤ 平成 16 年 12 月 10 日
⑥ 平成 17 年 7 月 9 日
⑦ 平成 17 年 12 月 9 日
⑧ 平成 18 年 7 月 14 日
⑨ 平成 18 年 12 月 8 日
⑩ 平成 19 年 7 月 13 日
⑪ 平成 19 年 12 月 14 日
⑫ 平成 20 年 7 月 11 日
⑬ 平成 20 年 12 月 12 日
⑭ 平成 21 年 7 月 10 日
⑮ 平成 21 年 12 月 11 日
⑯ 平成 22 年 7 月 9 日
⑰ 平成 23 年 7 月 8 日
⑱ 平成 23 年 12 月 9 日
⑲ 平成 24 年 7 月 13 日
⑳ 平成 24 年 12 月 7 日
㉑ 平成 25 年 7 月 12 日
㉒ 平成 26 年 7 月 11 日
㉓ 平成 26 年 12 月 12 日
㉔ 平成 27 年 7 月 10 日

厚生年金保険の記録によると、A社及びB社に勤務していた期間のうち、請求期間①の標準報酬月額記録は、実際に貰っていた給与額よりも低く記録されている。

また、請求期間②から④までの各期間については、B社から賞与の支給を受けたが、当該各期間に係る標準賞与額の記録がない。

給与及び賞与の支払明細書、源泉徴収票等を提出するので、実際に支給された給与支払額及び賞与額として、年金記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「厚生年金特例法」という。）に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び請求者の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、請求期間①に係る標準報酬月額については、いずれもオンライン記録の標準報酬月額を上回る必要がある。

しかしながら、請求期間①について、請求者から提出された給与支給明細書及び給与明細書（以下「給与支給明細書等」という。）並びに給与所得の源泉徴収票及び町（市）民税・県民税特別徴収税額の決定通知書（以下「源泉徴収票等」という。）により、請求者が当該期間において、オンライン記録の標準報酬月額を超える報酬月額の支払を受け、厚生年金保険料を事業主により各月（ただし、昭和58年12月から昭和59年3月までの期間を除く。）の給与から控除されていることが確認又は推認できる場所、厚生年金保険料額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額と同額又はそれより低い額であることから、厚生年金特例法による保険給付の対象に当たらないため、同法による記録の訂正は認められない。

一方、請求期間①については、給与支給明細書等により確認できる当該期間の標準報酬月額の改定又は決定の基礎となる期間に係る報酬月額（以下「本来の報酬月額」という。）に見合う標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額を上回る額であることが認められる。

したがって、請求期間①の標準報酬月額については、給与支給明細書等により確認できる本来の報酬月額から、別表の1のとおり訂正することが妥当である。

ただし、請求期間①の訂正後の標準報酬月額（オンライン記録における標準報酬月額を除く。）については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準報酬月額として記録することが必要である。

また、請求期間②から④までの各期間について、請求者から提出された賞与明細書（以下「賞与明細書」という。）及び源泉徴収票等により、請求者が当該各期間において、B社から賞与の支払を受けていることが認められる。

しかしながら、厚生年金特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、請求者が請求期間において、厚生年金保険被保険者として負担すべき厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることが要件であるところ、賞与明細書及び源泉徴収票等により、請求者が請求期間②から④までの各期間に厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことを確認又は推認することができないことから、同法による記録の訂正は認められない。

一方、前述のとおり、請求者は請求期間②から④までの各期間において、B社から賞与の支払を受けていたことが認められることから、請求者の当該各期間に係る標準賞与額については、賞与明細書により確認できる賞与支給額、賞与支給年月日は当該賞与明細書に記載されている支給日から、別表の2とすることが妥当である。

ただし、請求期間②から④までの各期間に係る訂正後の標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準賞与額として記録することが必要である。

別表

厚生局受付番号 : 近畿(受)第2000358号

厚生局事案番号 : 近畿(厚)第2100040号

1 【厚生年金保険法(第75条本文)による訂正】

訂正期間	訂正後の標準報酬月額	訂正前の標準報酬月額	
昭和58年12月から昭和60年9月まで	24万円	9万8,000円	
昭和60年10月から昭和61年9月まで	26万円	10万4,000円	
昭和61年10月から昭和63年1月まで	28万円	11万円	
昭和63年2月から同年9月まで	32万円		
昭和63年10月から平成元年1月まで	30万円	11万8,000円	
平成元年2月から平成2年9月まで	34万円		
平成2年10月から平成3年9月まで	53万円	12万6,000円	
平成3年10月から平成4年1月まで	44万円	15万円	
平成4年2月から同年9月まで	53万円		
平成4年10月から平成5年9月まで	47万円	16万円	
平成5年10月から平成6年9月まで	44万円		
平成6年10月から平成7年9月まで	47万円		
平成7年10月から平成8年9月まで	53万円	19万円	
平成8年10月から平成9年7月まで		24万円	
平成9年8月から同年9月まで	24万円		
平成9年10月から平成10年1月まで			24万円
平成10年2月から同年9月まで			
平成10年10月から平成12年1月まで	24万円		
平成12年2月から同年9月まで		24万円	
平成12年10月から平成13年9月まで			28万円
平成13年10月から平成14年9月まで	28万円		
平成14年10月から平成16年7月まで		28万円	
平成16年8月から平成18年8月まで			34万円
平成18年9月から平成19年1月まで	34万円		
平成19年2月から同年8月まで		34万円	
平成19年9月から平成21年8月まで			36万円
平成21年9月から平成22年11月まで	38万円		

2 【厚生年金保険法（第75条本文）による訂正】

訂正期間	訂正後の標準賞与額
平成15年7月11日	63万円
平成15年12月12日	60万円
平成16年7月9日	57万円
平成16年12月10日	
平成17年7月9日	
平成17年12月9日	
平成18年7月14日	50万円
平成18年12月8日	
平成19年7月13日	48万円
平成19年12月14日	50万円
平成20年7月11日	40万円
平成20年12月12日	
平成21年7月10日	34万円
平成21年12月11日	32万円
平成22年7月9日	30万円
平成23年7月8日	20万円
平成23年12月9日	
平成24年7月13日	
平成24年12月7日	
平成25年7月12日	
平成26年7月11日	
平成26年12月12日	
平成27年7月10日	

厚生局受付番号 : 近畿(受)第2000557号
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第2100041号

第1 結論

請求期間について、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和35年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和55年2月頃から昭和57年10月頃まで

私は、B市に支社が在ったA社において正社員として勤務していたところ、勤務して1年ほど経ったときに、当該事業所のB支社はC県D市の本社に統合されたため、D本社に勤務することとなったが、いずれの勤務地についても厚生年金保険の被保険者記録がない。

請求期間について、いずれの勤務地からも厚生年金保険料を給与から控除されていたので、当該期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 判断の理由

オンライン記録及び事業所名簿検索システムによると、C県内及びB県内において、A社が厚生年金保険の適用事業所であった記録は見当たらず、請求者は当該事業所の事業主の氏名を記憶していない。

また、請求者はA社D本社及びB支社には常時5人以上の従業員が勤務していた旨主張しているところ、そのうち、請求者が記憶する元同僚は姓のみのため、当該元同僚を特定することができず、請求者の請求期間における勤務実態、厚生年金保険料の控除及び当該事業所が厚生年金保険の適用事業所となる要件を満たしていたか否かについて、前述の事業主及び元同僚に確認することができない。

さらに、請求者が記憶するA社の所在地を管轄する法務局に当該事業所に係る法人登記の有無の照会を行ったところ、同法務局は、当該事業所の商業登記の記録は見当たらない旨回答している。

このほか、請求者の請求期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について、確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が、厚生年金保険の被保険者として、請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第2000531号
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第2100042号

第1 結論

請求期間①について、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日の訂正を認めることはできない。

請求期間②について、請求者のB社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和32年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成5年12月1日から平成10年9月1日まで
② 平成10年10月1日から平成13年9月18日まで

請求期間①について、Cグループ内の営業に携わり、営業職の正社員として平成10年8月末までA社に勤務したが、同社における厚生年金保険の被保険者資格は平成5年4月1日に取得後、同年12月1日に喪失しており、退職するまで給与から厚生年金保険料が控除されていたにもかかわらず、当該期間に係る厚生年金保険の被保険者記録がない。

請求期間②について、平成10年10月1日にB社に入社し、同社が破産した平成13年9月*日まで営業職の正社員として勤務した。

請求期間①及び②について、厚生年金保険の被保険者記録がないので、調査の上、当該各期間を被保険者期間として認めてほしい。

第3 判断の理由

請求期間①について、オンライン記録及び商業登記の記録によると、A社は平成13年6月28日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、平成14年12月3日に解散していることが確認できる上、請求期間①当時の同社の事業主も既に死亡していることから、同社における請求者の請求期間①に係る勤務状況及び厚生年金保険料の控除状況について確認することができない。

また、Cグループ全体の給与計算及び社会保険の事務を担当していたとする者は、請求者が当該グループ内のいずれかの事業所に勤務していたとするものの、請求者の具体的な勤務期間及び勤務形態について不明である旨回答しているところ、請求者のA社における雇用保険の被保険者記録は該当がない上、請求期間①において、オンライン記録における当該グループ内の事業所が厚生年金保険の適用事業所であったとする被保険者記録に請求者の氏名は見当たらない。

さらに、オンライン記録において、請求期間①にA社における厚生年金保険の被保険者記録がある者のうち連絡先の判明した者、請求者が一緒に勤務したとして名前を挙げた者に照会し、複数の者から回答を得られたものの、当該回答から請求者の具体的な勤務期間について確認することができなかった。

加えて、オンライン記録によると、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の喪失処理年月日及び健康保険被保険者証の回収年月日は、いずれも平成6年1月27日であり、同社は同日以前に請求者に係る資格喪失の届出を社会保険事務所(当時)に行ったことが確認で

きるところ、前述の給与計算等の事務を担当していたとする者は、本人の希望により社会保険の喪失手続を行うことはあるが、勝手に当該手続を行うことはなく、厚生年金保険の被保険者資格を喪失した後、給与から厚生年金保険料を控除することはなかった旨陳述している。

このほか、請求者の請求期間①における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

請求期間②について、オンライン記録及び商業登記の記録によると、B社は平成13年8月28日付けで厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、同年9月*日に裁判所の破産宣告がなされている上、請求期間②当時の事業主は既に死亡していることから、同社における請求者の請求期間②に係る勤務状況及び厚生年金保険料の控除状況について確認することができない。

また、請求期間②のうち、平成12年11月7日から平成13年9月18日までの期間について、B社の取締役であり、給与計算及び社会保険の事務を担当していたとする者（以下「取締役」という。）から提出された請求者に係る受注契約の内容が記載された資料（以下「受注契約一覧表」という。）を見ると、請求者の最初の受注契約年月日は平成12年11月7日となっており、同日から同年11月28日までの期間に受注契約された記載が確認できる上、取締役は、請求者は同社が倒産するまで勤務していた旨陳述しているものの、請求者の請求期間②における具体的な勤務実態を確認できる資料はない。

さらに、請求期間②のうち、平成10年10月1日から平成12年11月6日までの期間について、取締役はB社に関する資料については、平成10年以降保管している旨回答しているところ、請求者が当該期間において、同社に勤務していたことをうかがえる資料はなく、請求者の請求期間②における雇用保険の被保険者記録もない。

加えて、取締役から提出された請求期間②にB社で厚生年金保険の被保険者資格を取得した者に係る受注契約一覧表によると、オンライン記録における当該者の同社の厚生年金保険被保険者資格の取得年月日は、受注契約の時期より3か月から6か月を経過した後であることが確認できるところ、取締役は、社会保険は入社と同時に加入させておらず、社会保険に加入していない者から厚生年金保険料を給与から控除することはない旨陳述している。

このほか、請求者の請求期間②における厚生年金保険料の控除について確認又は推認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険の被保険者として、請求期間①及び請求期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第2000738号
厚生局事案番号 : 近畿(国)第2100012号

第1 結論

昭和55年*月から昭和62年12月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和35年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和55年*月から昭和62年12月まで

私は、国民年金の加入手続については覚えていないが、平成5年から平成6年頃に母が自身の年金を請求するにあたり、年金記録を確認するため、私と母の二人でA市B区役所に出向いた。

そのときに、A市B区役所の職員から、私、妻及び姉が年金を満額受給するためには、請求期間の国民年金保険料を納付する必要があると言われたので、母が自分の預金口座から現金を引き出して、過去に3人が納めていない期間の国民年金保険料の120万円位を、私が同区役所の窓口において納付した。

しかし、60歳になって年金記録を見ると、請求期間が未納期間となっているので、調査の上、当該期間の年金記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

初めて国民年金の加入手続が行われた場合、年金記録を管理するための国民年金手帳記号番号(以下「記号番号」という。)が払い出されるところ、オンライン記録によると、請求者、請求者の妻及び請求者の姉(以下「請求者等」という。)の記号番号は連番で払い出されており、当該記号番号前後の国民年金被保険者の記録等から判断すると、請求者等に係る国民年金の加入手続は平成2年4月頃に行われたものと推認でき、当該加入手続時点まで、請求者等は国民年金に未加入であったことが認められる。

また、国民年金法(昭和34年法律第141号)において、国民年金保険料を遡って納付することができる期間は、時効により2年と規定されていることから、前述の加入手続時点(平成2年4月頃)及び請求者が主張する平成5年から平成6年頃の時点のいずれにおいても、請求期間の国民年金保険料を納付することはできない。

さらに、A市保健福祉局生活福祉部保険年金課は、平成2年から平成6年当時、同市B区役所の庁舎内には過年度保険料(国庫金)を納付できる金融機関は設置されていない上、同市B区役所の窓口において、被保険者から過年度保険料を預かり、被保険者に代わって歳入代理店等に過年度保険料を納付することはしていなかった旨回答しており、請求者の主張は当時の事務取扱と符合しない。

加えて、請求者から提出された請求者の母名義の預金通帳における取引明細を見ると、平成6年10月12日に140万円の出金記録が確認できるものの、請求者及び請求者の母の主張を裏付ける資料はなく、前述の国民年金法による時効の規定を踏まえると、当該出金記録をもって、請求期間の国民年金保険料を納付されたとする事情は見当たらない。

また、請求者又は請求者の母が、請求期間の国民年金保険料を納付するためには、前述の記

号番号とは別の記号番号の払出しが必要となるところ、請求者に対する別の記号番号の払出しの有無について、社会保険オンラインシステム等により複数の読み方による氏名検索を行ったが、請求者に対して別の記号番号の払出しは確認できない。

このほか、請求者及び請求者の母が請求期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書控等）はなく、当該期間について、ほかに請求者の国民年金保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第2000152号
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第2100043号

第1 結論

請求期間について、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和33年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成6年6月30日から平成8年4月1日まで

B社Cセンターにパート社員として勤務していたときに、同社からA社のDセンターで勤務するように指示されたので、その翌日から同社で勤務したところ、厚生年金保険の記録では、請求期間において、同社に勤務していたにもかかわらず、資格取得年月日が平成8年4月1日からとなっているので、調査の上、同社の資格取得年月日を訂正してほしい。

第3 判断の理由

オンライン記録によると、A社は平成9年5月31日に一括適用の事由により厚生年金保険の適用事業所ではなくなっているところ、請求期間当時の同社の事業主は、請求者が主張する同社Dセンターの勤務開始及び同センターの開設は同時期としているものの、当該事業主は請求者を記憶しておらず、パート社員の厚生年金保険の取扱いについて、当時は扶養家族となる範囲で給与収入を得る勤務形態の者が多く、収入制限のないパート社員が厚生年金保険に加入していたか否か不明である旨回答していることから、請求者の請求期間における勤務状況を確認することができない。

また、商業登記の記録によると、A社は数次の組織再編により同社に關係する事業所5社が確認できるところ、そのうちの3社は同社の事業を承継したか否かについて不明と回答しており、その余のE社の回答及び同社の担当者の陳述によると、現在、F社の労務管理等を受託しているが、同社及びG社はA社の事業を承継しておらず、同社に關する記録は保存期限経過により保管していないとしている。

さらに、オンライン記録において、請求期間にA社における厚生年金保険被保険者資格を取得している者で請求者が記憶する同僚4人を含む107人及び請求者が記憶する同社の社員1人の計108人の所在が確認できたため、請求者が請求期間に同社で勤務していたか否かを確認したところ、回答のあった34人のうち1人が請求者を知っているものの、請求者の勤務状況は不明としている。

加えて、請求者は毎月15日前後にA社から給与の振込があった旨陳述しているところ、請求者から提出された預金通帳の写しを見ると、請求期間において毎月15日前後に振込が確認できるものの、振込元が記載されていない上、当該振込額から、請求期間に係る厚生年金保険料が控除されていたことを確認することはできない。

このほか、請求者の請求期間における厚生年金保険料の控除について確認又は推認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険の被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第2000829号
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第2100044号

第1 結論

請求者のA社(現在は、B社)における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日を昭和63年3月31日から同年4月1日に訂正し、同年3月の標準報酬月額を13万4,000円とすることが必要である。

昭和63年3月31日から同年4月1日までの期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る昭和63年3月31日から同年4月1日までの期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和36年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和63年3月31日から同年4月1日まで

A社に昭和57年4月1日から昭和63年3月31日まで勤務したため、同社における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日は同年4月1日となるため、年金記録では、同年3月31日となっている。

昭和63年3月31日までA社に勤務し、請求期間の厚生年金保険料を給与から控除されていたため、同社における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日を同年4月1日に訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者の雇用保険の記録、B社の回答、A社の当時の社会保険事務担当者の陳述及び同僚の回答から判断すると、請求者は、昭和63年3月31日まで継続して、A社に勤務し、請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、請求期間の標準報酬月額については、請求者のA社における昭和63年2月の標準報酬月額の記録から、13万4,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者の請求期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、B社は不明と回答しているが、事業主が請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日を昭和63年4月1日として届け出たにもかかわらず、社会保険事務所(当時)がこれを同年3月31日と誤って記録したとは考え難いことから、事業主から同年3月31日を喪失年月日とする厚生年金保険被保険者資格喪失届が提出され、その結果、社会保険事務所は、請求者の請求期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後納入されるべき厚生年金保険料に充当した場合又は厚生年金保険料を還付した場合を含む。)、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第2000856号
厚生局事案番号 : 近畿(国)第2100013号

第1 結論

昭和46年4月から昭和50年6月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和26年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和46年4月から昭和50年6月まで

昭和46年3月又は同年4月頃にA市役所B出張所において、私自身で国民年金の加入手続を行い、同年4月から昭和55年3月までの国民年金保険料を納付したと記憶しているにもかかわらず、年金記録では、請求期間の国民年金保険料が未納である旨記録されている。

請求期間の国民年金保険料は、家に来ていた集金人に両親の国民年金保険料と合わせて支払っていたので、調査の上、当該期間の年金記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者は、昭和46年3月又は同年4月頃にA市役所B出張所において、国民年金の加入手続を行い、請求期間の国民年金保険料は、集金人に両親の保険料と合わせて支払っていた旨主張している。

しかしながら、国民年金保険料を納付するためには、国民年金の加入手続を行い、国民年金手帳記号番号(以下「記号番号」という。)の払出しを受ける必要があるところ、国民年金手帳記号番号払出簿によると、請求者の記号番号は、昭和50年6月16日にA市において払い出されており、同市の請求者に係る国民年金被保険者名簿の作成年月日(昭和50年6月10日)から判断すると、請求者の国民年金の加入手続は同年6月に行われたものと推認できることから、当該加入手続時点において、請求期間のうち、昭和48年3月以前の国民年金保険料は、時効により、納付することはできない。

また、請求期間のうち、昭和48年4月から昭和50年3月までの国民年金保険料は過年度納付が可能であるが、請求者から過年度納付を行ったとする陳述はない。

さらに、請求期間のうち、現年度納付が可能な昭和50年4月、同年5月及び同年6月の国民年金保険料については、A市の昭和50年度の国民年金保険料収納・収滞納一覧表の収納状況欄及び国民年金被保険者名簿の検認記録欄は空欄となっており、請求者が当該期間の国民年金保険料を納付したことが確認できない上、前述の国民年金保険料収納・収滞納一覧表によると、請求者の父及び母の当該期間の国民年金保険料は、前述の加入手続より前に収納されており、両親の保険料と合わせて支払っていたとする請求者の主張と符合しない。

加えて、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付するためには、前述の記号番号とは別の記号番号の払出しが必要となるところ、請求者に対する別の記号番号の払出しの有無について、社会保険オンラインシステム等により氏名検索を行ったが、別の記号番号が請求者に払い出された記録は見当たらない。

また、日本年金機構及びA市は、請求者の請求期間に係る国民年金保険料の納付を確認できる資料はない旨回答している上、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたことを示

す関連資料（家計簿、確定申告書控等）はなく、当該期間について、ほかに請求者の国民年金保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第2000787号
厚生局事案番号 : 近畿(国)第2100014号

第1 結論

昭和56年6月から昭和59年3月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和36年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和56年6月から昭和59年3月まで

請求期間について、父が私の国民年金加入手続を行い、国民年金保険料を支払ってくれていた。しかし、年金記録において、当該期間は、保険料未納期間と記録されている。調査の上、年金記録の訂正を願いたい。

第3 判断の理由

請求期間の国民年金保険料を納付するためには、国民年金の加入手続を行い、年金記録を管理するための国民年金手帳記号番号(以下「記号番号」という。)の払出しを受ける必要があるところ、戸籍謄本(附票)によると、請求者の住所地は、請求者の20歳到達時点がA県で、昭和58年1月18日からB県C市であり、国民年金手帳記号番号払出簿を見ると、請求者の記号番号は、同年3月7日にC市で払い出されていることが確認でき、この時点において、この記号番号による国民年金保険料は、請求期間の始期である昭和56年6月に遡り納付することが可能となる。

しかしながら、請求者は、A県及びC市のいずれにおいても国民年金の加入手続及び請求期間の国民年金保険料の納付に直接関与しておらず、当該手続及び当該保険料納付を行ったとする請求者の父は、既に亡くなっており、当時の具体的な手続及び納付状況を確認することができない。

また、請求者がA県に住所を有する間に、請求期間の国民年金保険料を納付するためには、国民年金の加入手続を行い、請求者の前述の記号番号とは別の記号番号の払出しを受ける必要があるところ、別の記号番号の払出しの有無について、年金情報総合管理・照会システムにより、請求者の当時の氏名をもって、A県における国民年金払出簿通常検索を行ったものの、請求者に対する別の記号番号の払出しは確認できない。

このほか、請求者が、請求期間について国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書控等)はなく、ほかに請求期間について、請求者の国民年金保険料が納付されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第2000822号
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第2100045号

第1 結論

請求者のA社における平成28年7月1日から平成29年8月1日までの期間の標準報酬月額を訂正することが必要である。平成28年7月から平成29年7月までの標準報酬月額については、41万円から62万円とする。

平成28年7月から平成29年7月までの訂正後の標準報酬月額(訂正前の標準報酬月額を除く。)については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準報酬月額として記録することが必要である。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和41年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成28年7月1日から平成29年8月1日まで

A社に対して、未払賃金等の支払いを求めて裁判を行ったところ、和解が成立し、同社から賃金として560万円(平成28年7月分から平成29年6月分までとして毎月45万円、同年7月分として20万円)が支払われたが、請求期間の標準報酬月額に当該賃金が含まれていない。

請求期間の標準報酬月額について、当該賃金を含めた額に訂正してほしい。

第3 判断の理由

オンライン記録によると、請求者がA社で厚生年金保険被保険者資格を取得した平成28年7月1日から平成29年8月1日までの標準報酬月額は、41万円と記録されているところ、請求者(請求者の訴訟代理人弁護士を含む。)から提出された支給明細書、B地方裁判所での未払賃金等請求事件に係る判決書、C高等裁判所での未払賃金請求控訴事件(附帯控訴事件を含む。)に係る第6回弁論準備手続調書(和解)及び預金通帳によると、請求者に対してオンライン記録の標準報酬月額を超える報酬が支払われていることが確認できる上、日本年金機構は、事業主から届出されるべき請求者の資格取得時の報酬月額(91万7,708円)に見合う標準報酬月額は、62万円(厚生年金保険の上限額)が妥当である旨回答している。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主から届出されるべき報酬月額に見合う標準報酬月額又は事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額に見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、前述の支給明細書により確認できる厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額(41万円)は、オンライン記録の標準報酬月額(41万円)と同額であることから、厚生年金特例法による記録の訂正は認められないものの、日本年金機構の回答等により判断できる事業主から届出されるべき報酬月額に見合う標準報酬月額(62万円)は、オンライン記録の標準報酬月額(41万円)を超えていることから、請求期間の標準報酬月額を62万円に訂正することが必要である。

なお、上記訂正後の標準報酬月額(訂正前の標準報酬月額を除く。)については、保険料を徴収する権利が既に時効により消滅していることから、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準報酬月額として記録することが必要である。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第2000778号
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第2100046号

第1 結論

請求期間について、請求者のA社(以下「B社」という。)における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 平成8年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成27年10月8日から平成30年9月21日まで

B社には、時給制のアルバイトとして平成27年10月8日に入社し、月給制の正社員になったことに伴って平成31年3月1日から厚生年金保険に加入した。

B社では、入社当初からフルタイムで勤務していたので、厚生年金保険の資格取得日の訂正を求めて、同社退職後の令和2年10月15日に、年金事務所で当該被保険者資格の確認請求と年金記録の訂正請求の手続を行った。

年金事務所の確認請求に係る調査において、B社での厚生年金保険被保険者資格の取得年月日が、平成31年3月1日から平成30年9月21日に訂正されたが、請求期間については、厚生年金保険被保険者期間として認められなかった。

B社では、平成27年10月8日からフルタイムで勤務していたので、調査の上、請求期間の年金記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

厚生年金保険法に基づき、被保険者資格の取得年月日の訂正が行われるには、前提として、請求者が、請求期間において厚生年金保険被保険者の資格要件を満たしていることが必要であり、本来事業主が届出を行う資格取得日が確認できるだけでなく、請求者の請求期間に係る標準報酬月額の変定又は決定の基礎となる期間の報酬月額を直接確認できる関連資料(賃金台帳、源泉徴収簿等)により、記録訂正が認められるか否かを判断することとなる。

請求者は、B社には、平成27年10月8日に入社し、請求期間にフルタイムで勤務していた旨主張しているところ、i) 同社から提出された請求者の平成27年分給与所得の源泉徴収票及び同社が請求者宛てに送付した通知書には、請求者の入社年月日が同年10月9日と記載されていること、ii) 請求者から提出された預金通帳及びC社から回答のあった預金取引明細表には、同年10月30日以降の請求期間について、毎月月末にB社から給与の振込が確認できること、iii) 請求者が同社の同僚として名前を挙げた一人は、請求者の所定労働時間について、1日当たり8時間30分、1か月当たり24日から26日と回答していること等から判断すると、請求者は、同年10月9日以降の請求期間について、同社にフルタイムで勤務していたことがうかがえる。

しかしながら、B社は、請求者の請求期間に係る賃金台帳、源泉徴収簿等を保管しておらず、請求者の請求期間に係る標準報酬月額の変定又は決定の基礎となる期間の報酬月額を確認することができない。

また、日本年金機構は、請求者の請求期間に係る出勤簿や賃金台帳等の資料がなく、請求期間の勤務実績及び報酬月額を確認することができないため、請求者が請求期間において、厚生

年金保険被保険者の要件を満たしていたとは判断できない旨回答している。

このほか、請求期間の標準報酬月額の変更又は決定の基礎となる期間の報酬月額を直接確認できる関連資料はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求期間について、請求者が厚生年金保険被保険者であったと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第2000833号
厚生局事案番号 : 近畿(国)第2100015号

第1 結論

昭和60年2月から同年9月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することが必要である。

その余の請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和32年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 昭和53年4月から昭和54年7月まで
② 昭和60年2月から同年9月まで

請求期間①について、昭和53年3月頃にA市役所で国民年金の加入手続を行い、当該期間の国民年金保険料を納付したのに、国の記録では、国民年金に加入していない期間として記録されている。

請求期間②について、会社を退職後、A市役所で国民年金の手続を行い、当該期間の国民年金保険料を納付したのに、国の記録では、保険料が未納の期間として記録されている。

いずれの期間についても、国民年金に加入して、国民年金保険料を納付していたので、調査の上、当該期間の年金記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

1 請求期間②について、請求者の国民年金手帳記号番号(以下「記号番号」という。)は、当該記号番号前後の任意加入被保険者の記録から判断すると、昭和61年10月頃に行われた国民年金の加入手続により払い出されたと推認できるところ、当該加入手続時点において、請求期間②に係る国民年金保険料は、過年度納付することが可能である。

また、オンライン記録によると、請求者は、請求期間②後の国民年金の加入期間について、国民年金保険料を全て納付しており未納期間がない上、複数回にわたる厚生年金保険から国民年金への切替手続についても適切に行っており、年金への関心や保険料の納付意識の高さがうかがえる。

さらに、オンライン記録において、請求者は、請求期間②直後の昭和60年10月から昭和61年3月までの期間に係る国民年金保険料について、過年度納付していることが確認できる上、請求期間②は、8か月と短期間であることから判断すると、請求者は、請求期間②に係る国民年金保険料を過年度納付していたと考えても不自然ではない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、請求者は、請求期間②の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

2 請求期間①について、請求者の記号番号は、前述のとおり、昭和61年10月頃に行われた国民年金の加入手続により払い出されたと推認できるところ、当該加入手続時点において、請求期間①の国民年金保険料は、時効により納付することができない上、オンライン記録において、請求期間①は、国民年金の未加入期間と記録されており、国民年金保険料を納付することができない。

また、請求者の主張どおりであれば、請求者に対して、前述の記号番号とは別の記号番号が払い出されていることになるが、オンライン記録等による氏名検索において、請求者に対して別の記号番号が払い出された形跡は見当たらない。

さらに、請求者は、請求期間①当時の国民年金保険料について、月額7,000円弱であった旨主張しているところ、国民年金保険料の月額が7,000円弱となるのは、昭和60年度のことであり、請求者の主張と符合しない。

そのほか、請求者が請求期間①の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書控等）はなく、当該期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間①の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第2100020号
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第2100047号

第1 結論

請求者のA社B事業所(以下「B事業所」という。)における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日を平成元年3月31日から同年4月1日に訂正し、同年3月の標準報酬月額を20万円とすることが必要である。

平成元年3月31日から同年4月1日までの期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成元年3月31日から同年4月1日までの期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和38年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成元年3月31日から同年4月1日まで

私は、昭和60年4月1日から平成19年2月末日まで同じA社のグループ内施設に継続して勤務していたにもかかわらず、国(厚生労働省)の記録では、B事業所からA社C事業所(現在は、A社D事業所。以下「C事業所」という。)へと転勤した時期に当たる平成元年3月31日から同年4月1日までの期間の厚生年金保険の被保険者記録がないので、調査の上、年金記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

雇用保険の記録並びにB事業所の事業主及び元同僚の回答により、請求者は請求期間において、同事業所に継続して勤務し(平成元年4月1日にB事業所からC事業所に異動)、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、請求期間の標準報酬月額については、請求者のB事業所における平成元年2月の厚生年金保険の記録から、20万円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者の請求期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明と回答しているが、事業主が請求者の資格喪失年月日を平成元年4月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所(当時)がこれを同年3月31日と誤って記録したとは考え難いことから、事業主から同年3月31日を資格喪失年月日として厚生年金保険被保険者資格喪失届が提出され、その結果、社会保険事務所は、請求者の同年3月に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき厚生年金保険料に充当した場合又は厚生年金保険料を還付した場合を含む)、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第2100019号
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第2100048号

第1 結論

請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日を平成24年4月1日から同年5月1日に訂正し、同年4月の標準報酬月額を38万円とすることが必要である。

平成24年4月1日から同年5月1日までの期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成24年4月1日から同年5月1日までの期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和36年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成24年4月1日から同年5月1日まで

A社の事務処理誤りにより、同社における厚生年金保険の被保険者資格の喪失年月日が相違しているため、当該喪失年月日を訂正してほしい。

第3 判断の理由

A社から提出された請求者に係る賃金台帳、基準給与簿、給与所得の源泉徴収票及び企業年金基金加入者台帳、同社の回答並びに雇用保険の記録から判断すると、請求者は、請求期間において同社に継続して勤務し、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、請求期間の標準報酬月額については、前述の賃金台帳等から確認又は推認できる報酬月額及び厚生年金保険料控除額から、38万円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者の請求期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A社は、請求者に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日を平成24年4月1日とする届出を年金事務所に行い、請求期間に係る厚生年金保険料についても納付していない旨回答していることから、年金事務所は、請求者の請求期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず（年金事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき厚生年金保険料に充当した場合又は厚生年金保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。